

会議の公開について（案）

1. 会議は原則公開とする。
2. 議事録については、原則として会議終了後1ヶ月以内に作成し、公開する。
3. 配付資料は原則として公開する。
4. 審議の状況はインターネット上でライブ中継を行う。また、審議中の取材は原則として認める。
5. ワーキンググループの開催日程については、事前に経済産業省ホームページで公表する。
6. 個別の事情に応じて、会議または資料を非公開とするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。